

平成28年3月25日改正

定 款

静岡県磐田市新貝2500番地

ヤマハ発動機株式会社

ヤマハ発動機株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社はヤマハ発動機株式会社と称し、英文ではYamaha Motor Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- ① 小型車両及び内燃機関類の製造及び販売
- ② 船舶及びその付属品の製造及び販売
- ③ 航空機械器具及び航空機用機器の製造及び販売
- ④ 前各号以外の輸送用機械器具の製造及び販売
- ⑤ 一般機械器具の製造及び販売
- ⑥ 電気機械器具の製造及び販売
- ⑦ 冷暖房装置・機械の製造及び販売
- ⑧ プラスチック製品及びその付属品の製造及び販売
- ⑨ 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、飲食料品、石油製品類の販売
- ⑩ 農水産物の栽培、養殖、加工及び販売
- ⑪ バイオテクノロジーによる農林水産物、微生物の生産・加工・販売
- ⑫ 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理並びに開発、造成
- ⑬ 土木・建築工事の企画、設計及び監理並びに施工
- ⑭ 産業廃棄物処理業
- ⑮ 情報の処理、提供、通信その他の情報サービス業及びソフトウェアの開発、提供、販売

- ⑯ 総合リース業・レンタル業、金融業、損害保険代理業及び生命保険募集業
- ⑰ 陸上・海上の運送業及びその運送取扱業並びに倉庫業
- ⑱ 観光開発事業及びレジャー、レクリエーション、スポーツ施設の経営並びに旅行業
- ⑲ プール施設の運営及び警備業
- ⑳ ホテル等の宿泊施設及びレストラン等の飲食店の経営
- ㉑ 前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、技術・ノウハウの開発、提供、販売
- ㉒ 前各号に付帯又は関連する事業
- ㉓ 前各号の目的を達するため投融資を為し又は会社設立の発起人となること。

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を磐田市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は9億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時これを招集する。

2 当会社の株主総会は磐田市又は浜松市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基き取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、予め取締役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する金額とする。

(顧問又は相談役)

第30条 取締役会の決議により顧問又は相談役を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、予め監査役会で会日を定めた場合を除き、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する金額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 前項による配当には、利息をつけない。

以 上